

公的研究費における研究活動の不正行為に関する 通報窓口について

当院では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）および「今村総合病院における研究活動の不正行為に関する規則」に基づき、公的研究費における不正行為の通報窓口を設置しております。

【対象】

公的研究費における研究上の不正行為及び研究費の不正使用についての通報を受け付けます。

【受付の方法】

FAX、書面または面談により受け付けます。情報を正確に把握し迅速に対応するため、

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする職員等の氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 不正とする合理的な理由

を明記の上、下記宛先までご連絡ください。（面談の場合は事前に担当者へお伝えください。）

【通報窓口】

公益財団法人慈愛会 今村総合病院 事務長 有島

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町11-23

TEL: 099-251-2221 FAX: 099-250-6181

※不正行為に関する通報（告発）者及び調査提供者に対して、情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮いたします。なお、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等の必要な措置を執る場合があることを申し添えます。